

令和7年8～9月に開講する求職者支援訓練の認定申請受付について

1 認定申請受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月20日（火）午後3時まで

2 申請受付定員数

	分野	実績枠・新規参入枠共通
基礎コース	指定なし	15名
実践コース	介護・医療・福祉分野	15名
	医療事務分野	—
		0名
	※デジタル系 うちIT分野	0名
	※うちデザイン (Web系) 分野	0名
	その他の分野	10名
計		40名

- ① 余剰が発生した分野がある場合、不足した分野への振替も可能とします。
- ② 余剰が発生したコースがある場合、不足したコースへの振替も可能とします。
- ③ 実績枠と新規参入枠が競合した場合、新規参入枠を優先します。
- ④ eラーニングコースの第2四半期募集分は終了しました。

※分野が従来の「IT分野」から「デジタル系」として新設され、「デジタル系」のうち「IT分野」及び「デザイン(Web系)分野」を別枠として選定します。

※デザイン分野での申請において「デザイン(Web系)分野」の選定対象となるのは、訓練科名又は認定様式第5号の訓練カリキュラムの「就職を想定する職業・職種」欄に、「WEB」、「Web」、「ウェブ」（文字の表記は問わない。）のいずれかが記載されているものが「デザイン(Web系)分野」の定員枠、記載がない場合は「その他の分野」として定員枠で選定を行います。

3 開講日の日程について

令和4年7月開講コースより求職者支援訓練が受講指示の対象に追加されたことに伴い、受講指示対象者は開講日前日にハローワークを訪問することになりました。このため、開講日は休日(土日、祝日)の翌日を避けて設定していただくようお願いします。

4 職業訓練の実績

「訓練実施機関・施設の概要（認定様式第4号）」には、申請する職業訓練の開始日から遡って3年間に実施した「申請する訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（求職者支援訓練や県の委託訓練など）」の実績を記載してください。

例：令和7年8月1日に開講する訓練科を申請する場合

→令和4年8月1日～令和7年7月31日の間に実施した職業訓練の実績を記載

5 選定で使用する就職実績

以下の2つの要件をいずれも満たす求職者支援訓練の就職実績を有している場合は、実績枠で選定を行います。「過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況（認定様式第14号）」に、該当する全ての訓練科の就職実績等を記載してください。

- ① 申請する職業訓練と同一分野であり、秋田県内で実施されていること。
- ② 雇用保険適用就職率の適用日が令和6年5月1日～令和7年5月7日の期間に属すること。

雇用保険適用就職率の適用日は当支部よりお送りした「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式A-10）」にてご確認ください。

要件を満たす求職者支援訓練の就職実績を有していない場合は、新規参入枠で選定を行います（「認定様式第14号」を提出いただく必要はありません）。

6 認定申請書の作成方法

当機構本部ホームページ「求職者支援制度による職業訓練（令和7年4月1日以降に申請する訓練科の申請について）」内の「1. 申請に当たっての留意事項」をご確認のうえ、「2. 認定様式」の【基礎コース用】または【実践コース用】のExcelファイルを使用して認定申請書を作成してください。受講者募集期間、選考日、選考結果通知日を計画される場合は、秋田支部HP上の「令和7年度募集期間等確認用スケジュール」をご参考の上、ご作成ください。

当機構本部ホームページ「求職者支援制度による職業訓練（令和7年4月1日以降に申請する訓練科の申請について）」

<<https://www.jeed.go.jp/js/shien/copy_of_06_1129_kunrenka.html>>（通所）

7 認定申請書の提出方法

認定申請書（Excelファイル）、添付書類（PDFデータ）、コース案内（PDFデータ）を当支部の認定申請受付用アドレス Akita-vcq@jeed.go.jp あてに電子メールで送信してください。なお、当支部は添付ファイル容量が10MBを超えるメールは受信できないため、10MBを超える場合はメールを分割してご提出ください。

8 留意事項

- (1) 認定申請受付期間内に認定申請書データの提出がない場合は、認定の対象となりません。
- (2) **申請書の受付期間の末日までに**申請書類に不備がある場合、認定申請書を受理することはできません。
- (3) 受付期間終了間際にご提出いただいた場合、認定申請書の不備を修正いただく時間を確保できず、申請書を受理できないおそれがあることから、受付期間中の早期提出へのご協力をお願いいたします。
- (4) オンライン訓練の申請に関しては、同一の訓練実施機関における申請数の上限は1コースといたします。なお、**オンライン訓練の申請をご検討されている場合は、申請前に以下のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。**
- (5) 修正した場合であっても、申請書の申請日とメール送信日は同一年月日にして頂くようお願い致します。
- (6) 申請いただいた訓練科の認定日は、**令和7年6月13日（金）**となる予定です。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部
求職者支援課 TEL：018-873-8035